

外資系企業の経理担当者の方への耳より情報

-今の税理士に満足していますか？-

＜自社で記帳していない小規模法人編＞



この冊子は日本に進出して間もない新設の外資系法人をはじめとした、自社で記帳していない小規模法人向けに作成しております。

今の税理士に満足していますか？

突然ですが、まずいくつか質問をしてみましょう。

国際間取引に関する質問をしても的確な回答をしてもらえなくてイライラしていませんか？

日本の税制について、税理士法人から親会社の担当者へ直接説明して欲しいのに、英語対応してくれなくて困っていませんか？

税理士法人の対応が遅く、納税額の通知・申告書の作成が毎年ぎりぎりですべて困っていませんか？

設立してすぐのため、在庫や買掛金などの管理方法も含めて会社全体の管理体制についてアドバイスがほしいが、現在の税理士法人は帳簿を締めるだけで何も提案してくれず物足りなく感じていませんか？

日本の子会社は大きくないが、本社に会計監査が入っており、現在の税理士法人に監査対応してもらえず困っていませんか？

日本に経理担当者がいないため、税務会計情報のアップデートができない。現在の税理士法人からの情報が乏しく、自社としての対応策がわからず不安に思っていますか？

これらの質問のうち、一つでも該当する項目がある方は解決策を探ってみましょう。今の状態では、不安や不満を抱えたまま毎年何十万円～何百万円という税理士報酬を支払っていることになりかねません。もし、これらの問題を解決してくれる法人があったら、ストレスも軽減できるし、会社としても良い方向になるのにと考えている外資系企業の経理担当者の方も多いと思います。

この冊子は、今までに外資系企業の経理担当者の方から寄せられた様々なご意見・ご要望をもとに作成しております。当社では上記の問題に対する解決策を必ず提案することができますので、是非ご一読ください。

問題 1

国際間取引に関する質問をしても的確な回答をしてもらえなくてイライラしていませんか？

現在関与している税理士法人は国際税務に慣れておらず、親会社との取引などクロスボーダー取引に関する質問をしても、明確な回答をもらえず、もどかしさを感じていることもあるのではないのでしょうか。



坂下国際税理士法人では、クライアントの90%以上が外資系企業であり、国際税務に特化した事務所です。そのため、常に外資系企業が抱えるクロスボーダー取引に関する税務を取り扱っておりますので、国際税務に精通した専門家が的確なアドバイスをいたします。

問題 2

日本の税制について、税理士法人から親会社の担当者へ直接説明して欲しいのに、英語対応してくれなくて困っていませんか？

外資系企業の多くは常に本社への報告が求められる状況にあります。本社のCFOを筆頭にコントローラー、アカウントिंगマネージャーは、常にローカルの財務諸表を把握しております。日本における会計上・税務上の取扱いについての説明を求められることも多く、ローカルの税理士法人に対応してもらえない場合は、経理が専門でない社内スタッフが説明せざるを得なく、時間と労力をとられる場合も多いように見受けられます。



坂下国際税理士法人では、日本における会計上・税務上の取扱いについて、状況に応じて本社の担当者へ直接英語で説明いたします。そのため、日本の担当者は通訳、翻訳作業から解放されるとともに、親子会社間で誤解が生じるリスクを軽減することができます。

問題 3

税理士法人の対応が遅く、納税額の通知・申告書の作成が毎年ぎりぎりですべて困っていませんか？

現在の税理士法人に月次処理を依頼しているが、レポートが上がってくるのがいつも提出期限ぎりぎり、おまけに間違いが多く、親会社から何度も内容について質問を受け、その都度対応に時間がとられてしまうということはありませんか。また、確定申告時の納税額を知らせてもらえるのが期限ぎりぎりなので、資金繰りに慌ててしまうことはないでしょうか。



坂下国際税理士法人では、クライアントからのメールや電話はすぐに対応いたします。また、外資系企業が求める”迅速かつ正確”な処理を常に念頭において対応しております。Due がタイトなレポートは、事前準備を行った上で対応しておりますので、提出期限ぎりぎりになることはありません。

また、決算期前に 10 か月経過時点での税額試算を行いますので、余裕を持って資金繰りを手当てすることができます。例えば 12 月決算の会社で 1 か月の申告期限の延長届を出しているクライアントの場合、2 月中旬には確定税額の通知、遅くとも 3 月中旬にはすべての申告書の提出を完了させております。

問題 4

設立してすぐのため、在庫や買掛金などの管理方法も含めて会社全体の管理体制についてアドバイスがほしいが、現在の税理士法人は帳簿を締めるだけで何も提案してくれず物足りなく感じていませんか？

設立から現在の税理士法人に依頼しているが、要求された資料を送るのみで税理士法人側でどのような処理を行っているかわからない、帳簿は締めてもらっているが、細かい処理が曖昧になっている感じがする、在庫や買掛金なども社内できちんと管理していきたいの

に細かいアドバイスをもらえないため、やりにくさを感じながらもなんとなく現状のまま進めていることはありませんか。



坂下国際税理士法人では、クライアントから入手した資料をもとに記帳するだけでなく、クライアント側で作成した資料と帳簿の照合がきちんをとれるような仕組みを構築いたします。例えば、在庫台帳や売掛金・買掛金台帳などは外貨建て取引が多い外資系企業向けに、クライアントが社内で管理しやすい資料のフォーマットを作成・提案いたします。常にクライアントの成長に合わせた管理体制づくりに尽力いたします。

問題 5

日本の子会社は大きくないが、本社に会計監査が入っており、現在の税理士法人に監査対応してもらえず困っていませんか？

本社が上場しているため、本国で会計監査が入っている。子会社監査の一環で帳簿の内容について監査法人から問い合わせが入ることがあるが、現在依頼している税理士法人に監査対応はしてもらえなくて困っていませんか。



坂下国際税理士法人では、すべての作業を Big4 で実務経験を積んだ国際税務に精通した税理士有資格者のもとで作業いたします。子会社監査に耐えうる記帳レベルを担保するとともに監査法人対応をすることが可能です。また、普段から正確な帳簿を作成しておりますので、将来的に税務調査で大きな問題が生じることはありません。

問題 6

日本に経理担当者がいないため、会計税務情報のアップデートができない。現在の税理士法人からの情報が乏しく、自社としての対応策がわからず不安に思っていますか？

社内に経理担当者が不在のため、会計税務情報入手はすべて税理士法人に依存せざるをえないが、税制改正の資料を紹介するだけで、自社として具体的にどのような対応をすればよいかわからず不安になることはありませんか。



坂下国際税理士法人では、毎年行われる税制改正を単に案内するだけでなく、クライアントにとって具体的にどのような対応が必要なのかも合わせて説明いたします。例えばインボイス制度の具体的な対応策から移転価格税制に基づくローカルファイルの必要性の説明及び作成まで、日本側でとるべき対応策のみならず本社への注意喚起まで包括的に提案いたします。

■ 私たちのミッション

「Client と共に成長することを目指す」

坂下国際税理士法人は、Client と共に成長することを使命としております。

企業が成長していくためには、企業自身が適切に現状を把握し、その把握した情報に基づいて適切な経営判断を下せる力が求められます。

そこで坂下国際税理士法人は、以下をお約束いたします。

1. Client のニーズや問題点を、Client の立場に立って精密なヒアリングにより洗い出し、現状の問題点を提示いたします。
2. 洗い出した問題点を分析し、Client にとって何が最適なのかを常に考え、最適な状態にするための改善提案をいたします。最終的には Client 自身が自らの力で現状を把握することができるような指導をいたします。
3. 常に Client の現状を適切に把握するために、随時ヒアリングとフィードバックを行い、Client に対して高品質のサービスを提供いたします。

企業が次のステージへ進むためにも常に一歩進んだ提案を行うことにより、Client の成長を支援することをミッションとしております。



■ サービス内容

● 税務顧問（月次関与・四半期関与・年次関与）

- 月次記帳（英語又は日本語）
- 月次 Book Review
- 本社への Reporting Package 作成
- 決算期又は四半期ごとの Current Tax 及び Deferred Tax の計算
- 法人税・地方税・消費税・事業所税・償却資産税申告書作成
- 本社との Correspondence
- 固定資産台帳の管理
- 給与計算及び社会保険事務（社員 3 名以上の場合応相談）
- 租税条約届出書等の税務書類作成
- 税務調査対応
- 日々の税務相談
- 設立登記業務（提携司法書士・行政書士）

● クロスボーダー取引の間接税コンサルティング

- 税関事後調査対応サポート
- 消費税のタックスマネジメント
- 移転価格調整に伴う税務対応

● 移転価格文書の作成（BEPS 関連）

- 最終親会社等届出事項の作成
- ローカルファイルの作成
- マスターファイル・cbc レポートの作成またはレビュー

●その他

- EXPAT の個人所得税申告書作成
- ERP 導入・検証コンサルティング
- 原価計算構築コンサルティング
- 管理会計コンサルティング

●税務顧問

坂下国際税理士法人では、自社で記帳していない小規模のクライアントを関与する場合、「月次関与」の方法により対応させて頂いております。月次記帳、本社へのレポート業務から申告書作成まで税務会計業務全般について責任をもってお受けしております。なお、月次や年次の作業のみならず、税制改正の案内、業務改善策の提案、税務調査の立会など様々な業務に対応しております。

<月次関与の流れ>

当社では月次関与の場合、月次記帳及び本社への月次レポート作成をいたします。外資系企業の場合、本社への報告期日が非常にタイトに決められている場合があります。例えば、本社へ提出する月次レポートの Due が翌月 2~3 日の場合、提出期限が早いことから二段階に分けて記帳しております。第一段階として当月 26 日前後に月初~25 日までの資料を入手、記帳を開始するとともに第二段階で月末に当月末までの資料を入手して帳簿を締めるという手順で行います。この体制をとることにより、レポートの期限が早い場合でも迅速に対応することが可能です。

一方、月次の締めの期限がタイトでない会社は、翌月初にまとめて資料を入手して、記帳する体制をとっておりますが、原則として翌月 10 営業日頃までにはほぼすべての会社の帳簿を締めております。

なお、クライアントに準備して頂く資料は、預金明細、請求書や領収書等の証憑、売上明細、仕入明細、在庫台帳などですが、クライアントにとって負担感がないように必要最低限の資料作成をお願いしております。当社では原則として最終仕入原価法は採用しておりませんので、在庫を保有する場合でも在庫台帳で管理することで毎月正確な売上原価を算定することができます。なお、正確な月次記帳を行うために各種台帳をエクセル等で管理する必要がある場合には、クライアントのビジネスモデルにあったフォーマットを当社で作成、提案いたしますので、安心してご依頼いただくことができます。

また、月次記帳のみならず、日々の取引から生じた質問やご相談もあわせてお受けしますので、疑問点をすぐに解決することができます。

当社が月次関与することで迅速に正確な月次処理をすることができますので、正確な年次決算をすることができます。その結果、以下のようなメリットを受けることができます。

- 原則として翌月 10 営業日までに月次記帳が完了しますので、会社の業績を迅速に把握することができます。
- 各勘定科目について、毎月精査しておりますので、内容不明な勘定科目は発生いたしません。そのため、内容について本社から問い合わせが入った場合でも的確な回答をすることができます。
- 10 か月経過時点で税額シミュレーションをしますので、年間の税額を予測することができます、Cash flow 対策をすることができます。
- クライアントが抱えている問題点や税務リスクなどを都度洗い出し、将来の税務調査に備えた改善策を提案いたします。

なお、毎月発生する業務として給与計算や社会保険・雇用保険事務があります。現在、当社では税務会計業務に特化しておりますので、社会保険・雇用保険事務等の法務・労務関連業務につきましては、社員数 3 人以下の会社に限り当社で直接承っております。社員数 3 人超の会社の場合は、英語対応が可能な提携の社会保険労務士をご紹介させて頂いております。その他にも会社の登記事項の変更や外国人社員の受け入れに伴う在留資格の取得などの事象が生じた場合に英語対応が可能な司法書士、行政書士をご紹介することも可能です。



<年次決算の流れ>

年次決算時は、決算月の1~2か月前に決算前ミーティングを行っております。例えば12月決算の場合、10月分の記帳が完了次第、10月下旬~11月にかけてご面談による打ち合わせを行い、ここでスケジュール確認、税額シミュレーションを行っております。合わせて最新の税制改正のご案内及びクライアントごとに税制改正が与える影響及び対策を提案させていただきます。12月の帳簿を締める際には、法人税・地方税及び消費税の税額計算をします。1月中旬には税額の概算額をお知らせしております。なお、1月に入って本社指示による修正が入らない限り帳簿が変わることはありませんので、2月中旬までには法人税・地方税・消費税の確定税額を算出し、クライアントへ納税額をお知らせしております。小規模のクライアントについては、2月中に法人税・地方税・消費税の確定申告書を完成させておりますので、すべての決算手続きを2月中に完了させております。



●移転価格文書の作成(BEPS 関連)

当社では外資系企業向けに移転価格文書を作成いたします。ローカルファイルの作成のみならず、最終親会社等届出事項の作成や当社が作成したマスターファイルや Country by Country レポート(CbC レポート)のレビューもいたします。ローカルファイルの作成では、ベンチマーキングはもとより、会社概要、国外関連取引の内容、機能及びリスク分析等についてクライアントからヒアリングしながら文書に落とし込みますので、一連の文書作成について包括的に依頼することができます。

もし、税務申告を依頼している大手税理士法人に移転価格文書の作成を依頼した場合、税務申告部門と移転価格部門それぞれの担当者がつくことが多いことから、結果として窓口が分散してしまい、双方への連絡に時間を要することが見受けられます。坂下国際税理士法人では窓口を一元化し担当者一人に連絡することで、税務申告から移転価格文書の作成まですべて完結いたします。

●クロスボーダー取引の間接税コンサルティング

当社のクライアントは日々の業務で通関を伴う国際間物流を行っている外資系企業が多いことから、定期的に税関の事後調査が入ります。実際に事後調査が入った場合は、調査時のサポートから調査後の手続きまで全面的にサポートいたします。例えば移転価格の価格調整金が入った場合の税関対応やその後の消費税申告に与える影響まで包括的に支援いたしますので安心です。

また、物的拠点がないインターネット上で完結するクロスボーダー取引について、非居住者や外国法人の消費税の申告義務の検討や実際に申告が必要になった場合の税務届出書の作成や税務申告まで対応いたします。

もし、税務申告を依頼している大手税理士法人に税関の事後調査に関するサポートを依頼すると、税務申告部門、移転価格部門、あるいは税関部門それぞれの担当者が出てくる場合もあり、結果として窓口が分散してしまい、関係者への連絡に時間を要することが見受けられます。坂下国際税理士法人では窓口を一元化し担当者一人に連絡することで、税務申告のみならず税関の事後調査に関する手続きまですべて完結いたします。

●その他のサービス

<税務相談>

外資系企業にとって、国外関連者との取引は金額も大きく非常に重要な位置を占めます。国外関連者間取引については、税務調査で問題になることも多く、仮に否認されてしまうと多額の追徴課税が生じることにもなります。当社では、国外関連者間取引について、取引内容の是非を検討するとともに税務上のリスクの検討及び改善策を提案いたします。

<税務調査対応>

クライアントに税務調査が入ることになった場合、調査実施日の前に打ち合わせをさせて頂いております。その時点で考えられる税務リスクなどをすべて洗い出し、税務調査のシミュレーションを行い、調査がスムーズに遂行できるような対策をいたします。事前準備から税務調査の立会、税務当局との交渉、調査後の処理まで一貫して対応いたします。

<各種税務書類の作成>

租税条約を締結している国に所在する国外関連者との取引を行う過程で、取引内容に応じて、条約上税金が減額あるいは免除される場合があります。当社では、これらの適用を受けるための租税条約届出書の作成をいたします。その他消費税関係の届出書など税務書類全般の作成も承っております。

<管理会計>

当社が月次関与する場合には限られますが、会社をさらに一步上のステージへ上げるために管理会計の指導もいたします。自社で記帳している規模の会社になると、本社からの要請により、すでに月次で予実比較している会社も多いかと思いますが、中には予算を作りっぱなしでその後どうなっているかやむやになっている会社も見受けられます。どのような形で管理会計を取り入れていくのが良いのか、ヒアリングしながら会社の実情に合わせた管理会計を提案いたします。

<原価計算構築>

当社が月次関与する場合には限られますが、今後原価計算を導入したいクライアントに対しては、どこまでの精度で原価計算を行う必要があるかなど入念なヒアリングを行った上で、会社の実情に合わせた原価計算を導入するための支援をいたします。具体的には原価計算導入のためにソフトやシステムを導入する際にクライアントとシステム会社の間に入り、クライアントにとって何がベストか考えた上で最適な提案をいたします。

<ERP 導入・検証コンサルティング>

当社が月次関与する場合には限られますが、今後 ERP を導入したい、あるいはすでに導入済みの ERP と会計帳簿の間に生じている差異を解消したいクライアントに対しては、導入支援あるいは ERP と会計帳簿間の検証などを承ります。

また、IFRS で記帳されている本社帳簿と日本基準で記帳されている税務上の帳簿が平行で走っているが、処理を簡素化する目的から帳簿を一本化したいというようなご要望まで様々なご相談に対応することが可能です。



●リスクフリーの保証制度

現在の税理士法人を変えたいと思っているが、変更先の税理士法人が自社のニーズに応えてくれるかどうかかわからず、変更すること自体を躊躇している外資系企業も多いのではないのでしょうか。

また、変更する場合に変更先の税理士法人とうまくいくかどうかわからないので、従前の税理士法人に依頼をしながら新しい税理士法人に依頼することを考えている外資系企業もあるかと思えます。ただ、後者の場合、一時的に2か所の税理士法人に依頼することになるため、月額顧問料が2倍になってしまい本社の承認をとりにくいことから、結果的に変更することが難しいクライアントが多いのも事実です。

私たちは、このような不安を抱えている外資系企業のクライアントに対して、下記のリスクフリー保証制度を設けております。

1か月のお試し期間あり・100%返金保証付き

私たちは、すべてのクライアントが当社のサービスにご満足いただけた場合に限り関与させて頂くことを前提としております。従って、1か月間のお試し期間を設けております。ここでいうお試し期間中は主に税務相談を中心とした対応をさせて頂くこととなります。お試し期間中は、通常取引から発生した質問やご相談を何回でもお問い合わせ頂くことが可能です。

お試し期間開始時にその月の報酬を申し受けますが、もし、当社の対応にご満足頂けなかった場合は、いかなる理由であっても当社が100%返金保証いたしますので、お試し月開始時にお支払いいただいた当月分の報酬は、全額返金させていただきます。

お試し月終了後、当社の対応にご満足いただけた場合のみ、それ以降の月次関与を開始させて頂くこととなりますので、クライアントにとってリスクフリーで税理士法人の変更が可能となります。

✚ 坂下国際税理士法人の特色

✓ 国際税務に専門特化している

坂下国際税理士法人は、外資系企業の日本子会社、日本支店、駐在員法人に対する税務会計業務に特化しております。国際取引を行う際に生じる税務・会計上の問題について、経験豊富な税理士がご相談に応じます。

✓ スタートアップの外資系企業に寄り添った対応ができる

自社に経理担当者がいないスタートアップの外資系企業にとって、月次フローを構築することが最重要課題となります。坂下国際税理士法人では、創業期の外資系企業が抱える問題を熟知しておりますので、様々なご質問に対応することができます。クライアントのビジネスモデルにあったフォーマットの作成及び運用方法の提案などすべてテラーメイドによる解決策をご提案いたします。

✓ 英語対応が可能です

専門的で複雑な内容は本社担当者へ直接英語で説明いたします。経理担当者を介してのコミュニケーションを省略可能になり、本業に集中することができます。

✓ 迅速かつ正確な対応をいたします

クライアントからのメールや電話によるご質問に対しては迅速に対応いたします。Due がタイトな本社提出用のレポートなども迅速かつ正確に作成いたします。納税額も早めに算出してお知らせしますので、余裕を持った資金繰りが可能になります。

✓ 気軽にご質問いただけます

通常の業務から生じたご質問は気軽にお問い合わせいただくことができます。また、毎年行われる税制改正などのご案内もいたしますので、常にアップデートされた情報を得られますので安心です。

✓ リスクフリーの100%返金保証制度がある

当社では、すべてのクライアントが当社のサービス内容にご満足いただけた場合に限り関与させていただくことを前提としております。そのため、税理士法人の変更を検討しているクライアントに対しては、最初の1か月間、お試し期間を設けております。お試し期間中は月次関与とし、通常取引から発生した質問やご相談を何回でもお問い合わせ頂くことが可能です。お試し月の前月末までに当月分の顧問料をお支払い頂きますが、もし、当社の対応にご満足できなかった場合は、いかなる理由であっても、前月末にお支払いいただいた当月分の報酬を100%返金することを保証いたします。

✓ お問い合わせ

現在の関与税理士にご不満がある方、現状を改善したいと思っている方は、どんな細かいご要望でも構いませんので、お気軽にお問い合わせ下さい。
御社の現況を把握した上で、ご要望に即した具体的な改善策を提案させていただきます。



坂下国際税理士法人

〒150-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 3-38-5 YFL ビル 2F

Tel: 03-6434-9713

Fax: 03-6434-9716

<https://www.bygonex-tax.com>

Sakashita@bygonex-tax.com